

速報

はぼろ

発行責任：組織対策部

発行日：2010.7.27

発行号：10第10号

2010 人事院勧告に向けて

いま、50 歳台後半給与引き下げが検討されています！

●これまでの情勢

今年度の人事院の民間給与調査において、月例給はマイナス較差が、一時金は昨年冬の民間実績がマイナス 10～15% になっていることが強調されるなど厳しい情勢となっています。

また、仮に月例給の較差がマイナスとなる場合、50 歳台後半層の俸給表の改定を行うことが想定されています。

●50 歳代後半層の俸給表の改定とは

人事院は、官民給与比較で 50 歳台は民間を上回り、特に 50 歳台後半は給与格差が拡大する傾向がみられることから、速やかな是正措置が必要と考えています。

具体的には 50 歳台後半層の俸給表を一律数パーセント引き下げる形での俸給表の改定が見込まれます。

●問題点は

今回の人事院の措置は、公務員の給与は職務の責任に応じて決められるという「職務給の原則」に反するだけでなく、過去に導入した地域給与制度(2005 年)で、能力実績主義等を理由に大幅な引下げとなる給与改定(約 5% 引下、俸

給表の細分化)してきましたが、その「能力実績主義」にも大きく矛盾しているといえます。

また、既に 50 歳台は地域給与制度導入の経過措置により、実質的に昇級していません。このような中で更に削減となると、ただでさえ合理化による人員削減等で複雑・困難化している職場の士気が下がりがねません。

自治労は、このような問題点があることから、今回の措置は反対の立場をとっています。少なくとも、このような給与制度の根本にかかわるような議論は、官民比較だけを見て結論を出すのではなく、数年の議論を経る必要があると考えています。

●大型はがきの取り組みに協力を！

今回の勧告をさせたいため、自治労本部は中央行動などを実施し交渉を続けています。

羽幌町職としましても、私たちの意見を伝えるため「大型ハガキへの署名行動」をはじめ、様々な取り組みをしていますので、組合員の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

第 22 回参議院議員選挙の結果報告

“えさき たかし” 氏 初当選、“藤川 まさし” 氏 次点

～ 民主党は議席を大きく減らし(54→44 議席)、過半数を割る ～

選挙区：前回 '07(H19)-07-29

	有権者数	投票者数	投票率	小川勝也 (民主党)	羽柴秀吉 (無所属)	はたやま和也 (共産党)	多原かおり (無所属)	だて忠一 (自民党)	千代信人 (維新政党・新風)	浅野隆雄 (社民党)	荒川昌之 (無所属)
羽幌町	7,534	5,336	70.83%	2,056	168	153	1,096	1,534	29	83	24
留萌管内	51,385	35,297	68.69%	12,774	1,100	1,177	8,300	9,732	180	599	243
全道	—	—	—	1,018,597	103,282	206,463	621,497	757,463	18,234	79,474	22,154

選挙区：今回 '10(H22)-07-11

	有権者数	投票者数	投票率	藤川まさし (民主党)	徳永エリ (民主党)	大林まこと (幸福実現党)	長谷川岳 (自民党)	中川けんいち (みんなの党)	はたやま和也 (共産党)
羽幌町	7,090	4,872	68.72%	1,069	1,104	41	1,849	480	145
留萌管内	46,181	31,429	68.06%	6,735	7,389	357	11,760	2,579	1,124
全道	—	—	—	567,167	708,523	22,166	948,267	320,992	200,231

当選

当選



比例代表：前回 '07(H19)-07-29

	有権者数	投票者数	投票率	民主党	社民党	共産党	自民党	公明党	国民新党	9条ネット	維新政党・新風	女性党	共生新党	新党日本	あいほらくみこ
羽幌町	7,534	5,335	70.81%	2,231	130	173	1,687	442	152	22	13	90	24	85	246
留萌管内	51,385	35,293	68.68%	14,384	889	1,429	11,146	3,479	4,381	157	78	576	108	577	1,754
全道	—	—	—	1,217,315	103,309	230,107	723,441	339,749	55,354	12,441	9,436	46,591	7,253	77,834	74,130
全国	—	—	—	23,256,242	2,634,716	4,407,937	16,544,696	7,765,324	1,269,220	273,755	170,515	673,591	146,986	1,770,697	507,787

比例代表：今回 '10(H22)-07-11

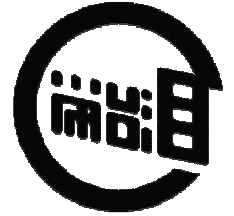
	有権者数	投票者数	投票率	民主党	社民党	共産党	自民党	公明党	国民新党	日本創新党	たちあがれ日本	女性党	幸福実現党	新党改革	みんなの党	えさきたかし
羽幌町	7,090	4,872	68.72%	1,899	102	125	1,217	544	163	14	65	31	14	27	397	92
留萌管内	46,181	31,422	68.04%	12,152	572	1,598	8,317	3,589	986	56	448	227	99	239	2,312	470
全道	—	—	—	1,091,365	71,398	186,332	601,801	358,051	43,617	11,827	52,242	21,022	10,106	37,728	277,871	22,478
全国	—	—	—	18,450,140	2,242,736	3,563,557	14,071,671	7,639,432	1,000,036	493,619	1,232,207	414,963	229,026	1,172,395	7,943,650	133,248

民主1位当選

民主10位当選

お知らせ

職 務



シリーズ 労使関係が変わる！ 《前半～労働協約を中心とした地方公務員の労使関係のあり方とは》

3 どんな年間スケジュールになるのか！?

Third Kind



これまでの年間スケジュール

人事院勧告等（8月）に基づき賃金が決められてきた私たち公務員は、10～12月を賃金確定闘争期間（秋闘争）として要求・交渉・妥結をめざす年間スケジュールとしてきました。

10～11月	12月(山場)	12～1月	3～4月	5～9月
賃金確定闘争期 (秋期闘争)	賃金・労働条件の妥結	生活実態アンケート等	春闘闘争期	人事院勧告闘争期
人事院勧告後、具体的な要求・交渉を実施。	交渉の結果、賃金・労働条件を书面協定により妥結する。	賃上げ等の要求を決める為に、生活実態を調査(アンケート)を実施。	人事院勧告に影響を与える民間給与の改善のために、民間労組と一体となって春闘を実施。	民間給与調査に基づく人事院勧告(8月)に向けて取り組みを実施。



新たな制度下で想定される年間スケジュール

新たな制度のもとでは、民間企業と同様に、春闘期に賃金・労働条件の決定をめざす年間スケジュールに大きく変化することになります。

7～9月	10～12月	2～3月	4月(山場)	5～6月
職場内協議 (生活実態アンケート等)	自治体予算編成期の労使協議	自治体での労使交渉 (春期闘争)	賃金・労働条件の妥結	条例の承認 地域への情報公開
交渉に向けての準備段階として、要求内容を職場内で協議します。 具体的には、職場集会、アンケート、賃金実態調査・分析、自治体財政調査・分析といった取り組みが必要と考えられます。	自治体予算が編成されるこの時期では、次年度人件費の総枠も見積もられます。 このため、次年度の賃金の原資となる人件費予算を確保するため、これまでと同様に予算編成期に労使協議を進めることが重要となります。	民間企業と同様のこの時期に、賃金・労働条件に関する要求書を提出し、労使交渉を本格的にスタートします。 交渉にあたっては、民間労組同様に賃金の水準等の基礎データの収集・分析など交渉力強化が不可欠となります。	民間企業の春闘賃金の妥結状況をみながら、組合が求める賃金・労働条件の実現をめざして交渉を進めます。 その結果、労使交渉で合意した賃金・労働条件は、法的拘束力を持った「労働協約」として締結され、労使双方が責任を持つこととなります。 労使合意に至らない場合の為、都道府県労働委員会による「あつせん、仲裁、調停」を活用するシステム等の整備が必要です。	賃金・労働条件が労使合意しても、条例・予算の制約は残る為、協約通りの「条例の改廃」「予算の補正」が議会で承認されなければなりません。 また、協約を労使が責任をもって履行するには、地域への説明し理解を得る取り組みが重要となります。但し、無原則な情報公開とならないよう、労働協約の公表を基本にしつつ、公表範囲も労使で協議し、労働協約にて明らかにしておくことが必要です。



アラタナ セイド デハ ウンドウ・サイクル ガ オオキク カワル ノダ !
 ミンカン ロウドウシャ ト オナジク 「シュツトウ」ジキ ニ
 コウショウ・ダケツ スル スケジュール ニ ナル ノダ !